

社会福祉法人わかば福祉会 役員等報酬規程

(目的) 第1条

この規程は、社会福祉法人わかば福祉会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員/評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬) 第2条

当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償) 第3条

役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償することができる。

評議員会に出席した場合の費用弁償	2,000円
理事会に出席した場合の費用弁償	2,000円
監査を実施した場合の費用弁償	2,000円
評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償	2,000円

(改廃) 第4条

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月 1日より遡って施行する。